

公的年金受給者のための 「確定申告事前相談会」

◇**対象** 収入が公的年金収入のみの人
※農業収入、不動産収入、配当収入等のある人は対象となりません。ご注意ください。

◇**とき**

1月27日(水) 9:30～11:30, 13:00～16:00
28日(木) 9:30～11:30, 13:00～16:00
29日(金) 9:30～11:30

◇**ところ** 市役所 3階大会議室

◇**持参するもの**

- 年金の源泉徴収票など所得金額がわかるもの
- 生命保険料・地震保険料等の支払証明書
- 配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票等)
- 計算用具(電卓等)および筆記用具
- 印判(スタンプ印は不可)
- 本人名義の口座番号がわかるもの(預金通帳等)

※昨年、e-Taxを利用して申告された人は、今年の確定申告書は送付されません。申告時に受け取られた封筒(利用者識別番号が付記されたもの)をお持ちください。

☎ 税務課市民税係 (☎ 82-1125)
厚狭税務署 (☎ 72-0180)

確定申告会場のお知らせ

平成21年分所得税の還付申告および確定申告(消費税を含む)の会場を次のとおり設置します。

◇**設置期間**

2月1日(月)～3月15日(月)
(土・日・祝日は除く)

◇**受付時間**

9:00～16:00(相談時間は17:00まで)

◇**ところ**

社会福祉協議会山陽支所(福社会館2階)



※上記期間中は、厚狭税務署では申告の相談は行いません。なお、会場設置期間以外の申告会場は厚狭税務署です。

☎ 厚狭税務署 (☎ 72-0180)



e-Taxを利用して、確定申告しませんか

▶ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Tax を利用するとご自宅のパソコンで確定申告が簡単にできます。また、次のようなメリットがあります。

●ホームページから簡単申告

(1度作ったデータが翌年以降にも使えます)

●最高 5,000 円の税額控除

(平成19、20年で適用された人を除きます)

●添付書類が提出省略

●還付金がスピーディー

< 確定申告に関する問い合わせ先 >

厚狭税務署 (☎ 72-0180)

e-Tax を利用するために必要なもの

住民基本台帳カード、電子証明書、ICカードリーダライタ

確定申告時期が近づくと住民基本台帳カードの交付、電子証明書の発行の際に窓口で相当お待ちいただく場合もあります。電子証明書の取得はお早めにお願ひします。なお、取得手数料として、各500円が必要となります。

住民基本台帳カード・電子証明書に関する
問い合わせ先 ▶▶▶ 市民課 (☎ 82-1140)